

保安確保機器の設置及び管理の基準に対応する事項

| 液石法条文 | 法令上の基準 | 対応事項 | 該当の有無 | 資料名 資料番号 |
|------------------|--|------|-------|-------------|
| 保安確保機器の基準 | | | | |
| 規則45条1号 | 一定のガス流量を検知したときに自動的にガスの供給を停止する機能を有する機器であって、告示で定めるもの | | | |
| 告示1条1項1号 | ガスメーターの使用最大流量に応じ、一定のガス流量を検知した時に自動的に遮断弁を閉止するもの(使用最大流量とガス流量の関係は、第一条の表参照) | | | |
| 告示1条1項2号 | 継続して使用する時間が通常より著しく長い場合に自動的に遮断弁を閉止するもの(使用最大流量が三立方メートル毎時未満のものに限る。) | | | |
| 告示1条1項3号 | 0.00五立方メートル毎時を超えない液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、漏えいを検知したときに表示を行うものであって、常時圧力検知式漏えい検知機能を有するもの | | | |
| 告示1条1項4号 | 調整器の調整圧力及び閉そく圧力を測定し、かつ、当該調整器の調整圧力又は、閉そく圧力の移譲を検知したときに表示を行う圧力検知機能を有するもの | | | |
| 告示1条1項5号 | 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令別表第一第十六号に規定する液化石油ガス用耐震自動ガス遮断器を有するもの | | | |
| 告示2項 | 一の供給設備から二以上の一般消費者等に液化石油ガスを供給する場合で、前項のガスメーターを設置した一般消費者等の消費の状況により、前項第三号及び第四号の機能を作動させることが困難な場合にあっては、調整器及び漏えい検知部等で構成される漏えい検知装置であって次の各号に掲げる機能を有するものを設置することにより、当該機能を補完するものとする。 | | | |
| 1号 | 0.00五立方メートル毎時を超えない液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、漏えいを検知したときに表示を行うもの | | | |
| 2号 | 調整器の調整圧力及び閉そく圧力を測定し、かつ、当該調整器の調整圧力又は閉そく圧力の異常を検知したときに表示を行う圧力検知機能を有するもの | | | |
| 2号 | 前号の機器によりガス供給を停止したことその他一般消費者等の保安に係る情報(以下「特定保安情報」という。)を電話回線等により自動的に伝達する機器 | | | |
| 3号 | 前号の機器から伝達された特定保安情報を直ちに示す機器であって、第一号の機器によりガスの供給を停止させることができるもの | | | |
| 4号 | 令別表第一第一号の調整器、同表第四号の液化石油ガス用継手金具付高圧ホース、同表第十号の液化石油ガス用ガス漏れ警報器(第四十四条第一号カに規定される場合に限る。)及び同表第十一号の液化石油ガス用継手金具付低圧ホース(調整器とガスメーターの間に設置されるものに限る。)であって、告示で定める基準に適合するもの | | | |
| 告示2条別表 | 液化石油ガス用ガス漏れ警報器 | | | |
| 告示2条別表 | 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース(Ⅰ類・Ⅱ類) | | | |
| 告示2条別表 | 調整器(Ⅰ類・Ⅱ類) | | | |
| 告示2条別表 | 液化石油ガス用継手金具付高圧ホース(Ⅰ類・Ⅱ類) | | | |

| 液石法条文 | 法令上の基準 | 対応事項 | 該当の有無 | 資料名 資料番号 |
|-------------------------|--|------|-------|-------------|
| 保安確保機器の設置及び管理の方法 | | | | |
| 規則46条1号 | 1号認定の基準 | | | |
| イ | 前条第一号から第三号までの機器にあつては告示で定める方法により設置していること。 | | | |
| 告示第3条1号 | 第一条第一項のガスメーターは、一般消費者等ごとにそれぞれ当該一般消費者等に係る供給設備に設置すること。 | | | |
| 告示第3条2号 | 第一条第一項のガスメーター、規則第四十五条第二号の機器及び同条第三号の機器は、特定保安情報を電話回線等を用いて相互に伝達できるように設置すること。 | | | |
| 告示第3条3号 | 規則第四十五条第三号の機器を操作して第一条第一号のガスメーターの遮断弁を閉止することができるように設置すること。 | | | |
| 告示第3条4号 | 第一条第二項の機器を設置する場合にあつては、当該機器を貯蔵設備に近接して設置すること。ただし、第一条第二号各号に係る表示の有無を二月に一回以上の回数で確認し記録する場合にあつては、当該漏えい検知部に規則第四十五条第二号の機器の設置は要しないものとする。 | | | |
| ロ | 液化石油ガス販売事業者が液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等のうち、イの方法に基づき保安確保機器が設置されている一般消費者等(以下「認定対象消費者」という。)の割合(以下「認定対象消費者割合」という。)が七十パーセント以上であること。 | | | |
| ハ | 前条第三号の機器を設置している者は常時当該機器を監視する者を配置することにより、特定保安情報を監視していること。 | | | |
| ニ | 認定対象消費者の供給設備及び消費設備に設置される前条第一号及び第四号の保安確保機器には告示に定めるものが設置されていること。 | | | |
| 告示第5条1号 | 液化石油ガス用ガス漏れ警報器 | | | |
| | 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース(Ⅰ類・Ⅱ類) | | | |
| | 調整器(Ⅰ類・Ⅱ類) | | | |
| | 液化石油ガス用継手金具付高圧ホース(Ⅰ類・Ⅱ類) | | | |
| 告示第5条2号 | ガスメーター | | | |
| ホ | 告示に定める事項を記載した運営管理規程を定め、これにより管理を行うこと。 | | | |
| 告示第6条1号 | 規則第四十五条及び第四号の機器の種類並びに同条第三号の機器の設置場所 | | | |
| 告示第6条2号 | 特定保安情報の種類 | | | |
| 告示第6条3号 | 監視する者の業務内容、配置場所及びその体制 | | | |
| 告示第6条4号 | 規則第四十六条第一号二に規定による保安確保機器の設置の計画 | | | |
| ヘ | 保安確保機器を設置する場合は、保安確保機器に係る第十八条、第十九条、第四十四条第一号カ、第五十三条及び第五十四条に掲げる技術上の基準に適合すること。 | | | |
| 規則46条2号 | 2号認定の基準 | | | |
| イ | 前号イ及びハからへまでに掲げるもの | | | |
| ロ | 認定対象消費者割合が五十パーセント以上であること。 | | | |